

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護人岡田尚の上告趣意のうち、当裁判所及び高等裁判所の判例違反をいう点は、所論引用の判例はいずれも本件と事案を異にし適切でなく、その余は、事実誤認、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五五年六月一〇日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	藤	崎	萬	里
裁判官	団	藤	重	光
裁判官	本	山		亨
裁判官	中	村	治	朗
裁判官	谷	口	正	孝